

質 問 回 答 書

件 名	茨城県立こども病院で使用する電気の供給		
回答日	令和 8 年 1 月 28 日	作成者	茨城県立こども病院 施設管理課 石川 施設管理課 菅野谷
備考	質問回答書への不明点は、作成者までご連絡ください。 TEL 029-254-1151		
令和 8 年 1 月 21 日付質問書			
質問内容		回 答	
1 入札書各月の小計は、円未満の端数処理（切り捨て、切り上げ）などご指定ございますか。また、入札書記載の各月小計は税込価格でよろしいでしょうか。		1 仕様書の 3 その他（5）エに記載のとおり、入札書の各月の金額は、1 円未満の端数を切り捨てとしてください。なお、入札書の各月の金額は税込み、入札金額は税抜きで記入してください。	
2 上記、税込みでよろしい場合、税込→入札書（税抜）処理する際に、円未満の端数処理についてご指定あればおしえてください。		2 12 か月の合計額から消費税相当額を算出のうえ、仕様書の 3 その他（5）オに記載のとおり、1 円未満の端数を切り捨てとしてください。なお、入札金額（税抜）は、12 か月の合計額から消費税相当額を減算することにより、入札金額（税抜）としてください。	
3 請求書について、弊社は第 8 営業日頃から、ウェブマイページにて順次のおしらせとなります。ご了承いただけますでしょうか。		3 支払いは、請求書を受理した後に支払うことと規定されており、当方から請求書内容を Web 等で確認し、支払うことはできません。ただし、電子申請は可能ですので担当者等連絡先を明記の上、メール等による請求書の提出は可能です。なお、当院事務処理の都合上、請求書は毎月 12 日までに提出してください。	

<p>4 1 施設内にご入居されている企業様に対して、電気料金のお支払いを複数分担は原則いたしかねます。ご了承いただけますでしょうか。難しい場合は、個別請求書が必要となる施設と個別請求数をご教示ください。</p>	<p>4 電気料金支払いの複数分担はありません。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------